- 8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止、関連
- <「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に関連する要求>
- 1, 労働者、生活者、経済困窮者への支援
- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の長期化を受け、職種によっては現在でも雇止め等により生活困難に 陥る労働者が出ており、今後も増加する可能性がある。市は国や県が決定した支援策や市独自の支 援内容について周知を徹底し、SNSの活用を含めた相談窓口での対応を行うこと。また、対象者に対 して丁寧でわかりやすい説明と早急な対応を行うこと。
- (2) 有期雇用契約(パートタイム・契約・派遣など)で働く人々が職を失う事態となっている。市は、独自の 生活支援策を充実させ、失職者等に対する最低限の生活確保のための収入支援、生活支援、再就職 支援の強化を行うこと。また、市内で働く外国人労働者についても同様の支援を行うこと。【補強継続】
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な理由で生活困窮に陥った者が生活するために相模原市勤労者生活資金貸付制度を利用する場合の金利は、期限を設けるなどして市が補助し、貸付金利の本人負担を原則全額ゼロにすること。 【補強継続】
 - ※市が金利補助を行う場合は、対象とする使途・貸付金額を明確にすること。
 - (自治体提携ローンは以下の条件で使用できるが、使途を下記マーカーラインのものに限定するなどして市からの支援を行うこと)
 - ○対象:1年以上同一事業所に勤務している方、3年以上同一事業を行うフリーランスの方、市内在住者
 - ○使途: 冠婚葬祭、医療、出産、余暇、資格・技能修得、ボランティア、日常生活に必要と認められる 耐久消費財購入(車・大型家電等)、家屋増改築・修繕、教育、育児休業、介護休業、に関連する費用
 - ○貸付:10万円~300万円 ○利率:1~2.0%(貸付使途内容により利率変動) ○返済:10年以内
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中で、高齢者や障がい者が地域住民とのコミュニティ不足などがから、行政・地域市民団体の支援を受けられず、孤立する場面が増えていることが想定されることから、医療機関・民生委員・町内会・市民団体・NPOなどと連携を図り、高齢者や障がい者、その家族に対する支援対策を強化すること。 【新規/神奈川労福協】
- (5) 新型コロナウイルス感染症が収束後、さまざまな社会ルールが新たにつくられていくことが想定されるが、新たなルールが障がい者にとって生活・教育・社会参加に影響を生じさせないよう、市や関係機関が連携を強化し対策を講じること。 【新規/神奈川労福協】
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、多くの雇用機会が失われている現状を踏まえ、市としてさまざまな雇用機会を創出するよう市内企業に対し働きかけるとともに、市としても職員等の採用を行うなどの雇用機会を増やす取り組みを行うこと。 【新 規】
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、2020年度の全国での自殺者数が11年振りに増加に転じた。特に子どもや若者、女性の増加率が顕著である。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長引くにつれて一層深刻な事態になることも懸念されることから、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき実効性のある施策を強力かつ迅速に推進すること。 【新規/神奈川労福協】
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に付け込み、利息制限法の適用を逃れる給与ファク タリングや後払い・ツケ払い現金化サービス等を行う新たなヤミ金業者が横行しつつあることをふまえ、 多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応をはかること。 【新規/神奈川労福協】
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期にわたっていることを踏まえ、市民への経済的支援と市内中小個人事業主(商店等)支援を目的とした、市独自の「経済活性化を目的としたキャンペーン等の企画」の実施を行うよう検討すること。なお、キャンペーン等の企画実施の際には早い段階で市民に告知し、より多くの市民が周知と内容を理解したうえで利用できるよう、展開に工夫をするとともに、内容については簡易的なものとすること。 【新 規】

2, 個人事業主、中小企業等への支援

(10) 自粛や時短・休業要請により、中小企業・小規模企業や個人事業者の経営にとっては現在でも倒産や事業縮小が懸念されるなど深刻な状況にあるため、国や県が打ち出した経済支援策について、速やかに対応するとともに、市独自の支援策・対応も充実させること。また、テレワークが可能な職場(業種)でありながら、IT関連の環境が整えられずにある職場への経済的支援や技術的支援も行い、積極的な時差出勤を推奨するなど、公共交通機関での混雑緩和を進める取り組みも進めること。

【補強継続】

3, 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止対策

(11) 新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者に限らず、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが現に起きている実態に鑑み、相模原市内の事業主に対し、昨年施行のパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置(改正労働施策総合推進法)について、確実な対応を促すなどして、感染者に対する支援を行うこと。あわせて、医療従事者に対する嫌がらせやハラスメント、地域内での孤立を防止するための対策を進めること。

4, 医療従事者・保育士等、市民生活の社会機能維持をしている施設への支援

- (12) 今後を見据えた感染症への対応など、経営の立て直しが必要な診療所や個人病院等の支援を行うこと。また、指定医療機関・保健所との連携や人員配置の機能強化をはかるとともに、医療機関・保健所・介護施設・保育施設・生活必需品販売店などの従事者に対し、メンタルヘルスサポート等の支援体制整備を引き続き徹底すること。 【補強継続/神奈川労福協】
- (13) 感染症拡大による介護サービス受け入れ停止の影響で、認知症への移行や持病の悪化などが懸念されること、また高齢者への感染リスクやクラスターの発生、感染時の重篤化など、介護サービスの維持が困難になることが想定されることから、これまでの感染症対策について検証を進め、介護サービスが維持できる体制・設備強化など、支援の充実をはかること。 【新規/連合神奈川】
- (14) 新型コロナウイルス感染症により、困難な対応をしている福祉サービス提供者や在宅介護をしている 家庭に対し、感染症の影響が拡大等になった場合においても福祉サービスの提供や在宅介護等が継 続できるよう、福祉関係団体や必要としている家庭への優先的かつ安定した衛生用品の確保ができる 制度や仕組みを整備し、必要に応じて衛生用品の購入費の助成等、支援などの対策を講じること。

【新規/神奈川労福協】

5, 教育・児童生徒の学びの機会確保に対する支援

(15) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、家計収入の減少、コロナ禍での学生アルバイト減少等により、学費が賄えず「学びたくとも学べない」若者が増えており、教育機会の喪失につながっている。また、大学生の約半数が奨学金を利用し、卒業後も数百万の返済に直面するなか、コロナ禍により採用中止や採用数大幅減など厳しい就職事情も重なり、「返したくとも返せない」若者が増えている。一方、給付型奨学金制度や大学等修学支援制度の対象者は奨学金を利用する低所得者世帯に限定され、年収の壁による不公平感と分断とも呼べる隔たりが生じている。ポストコロナ社会においては「新たな生活様式」とともに新たな社会像の構築が求められます。新たな社会を考えるとき、その社会を支える人材とその育成の必要性は高まっており、教育への重点的な予算配分は喫緊の課題であることから、格差の是正・貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化のため、国の奨学金制度を補う観点から、市独自の給付型奨学金制度や利子補給制制度の創設などに取り組むこと。

(16) 今後の新型コロナウイルス感染症での対応を進めていくにあたり、日々の消毒等の感染防止対策の

- 6,新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた情報発信等
- (17) 新型コロナウイルス感染症対策が長期化かつ複雑化する中で、日々変わる「感染拡大防止対策」については、WebやSNSの活用による広報とあわせ、子どもや高齢者までわかりやすく解説されたハンドブック(チラシ)を学校や高齢者施設をはじめ広く市民にこまめに配布し、対策と対応を継続するような取り組みを行うこと。

 【補強継続】
- 7、新型コロナウイルスワクチン接種関連
- (18) 新型コロナウイルス感染症への対策として進められている「ワクチン接種」について、電話やインターネットでの予約や相談でのトラブル(接続しづらい、予約制限等)が無いよう、スムーズな予約・接種ができるよう正確な情報発信等を含む「接種に対応する態勢」を整えておくこと。

また、予約が困難な状況下においては予約代行や予約に関連する詐欺などが発生しているところに対しての犯罪やトラブル防止策について、早急に対策を行うこと。

- 8, 今後に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対応等
- (19) 新型コロナウイルス感染症への検査体制や病床確保については、今後も県や隣接自治体と連携するとともに、相模原市独自でのPCR検査体制構築や専門医療機材を含む体制の確保など、医療機関との調整する機会を設けて協議を進めておくこと。なお、市内での感染者発生については、拡大を防ぐため正確かつ可能な限り詳細な情報発信に努めること。 【補強継続】
- (20) 国から示された新型コロナウイルス感染症に対するガイドラインを踏まえ、自然災害などの大規模災害発生時における避難場所・避難所への感染拡大防止対策を計画的に準備するとともに、避難所運営にあたる職員やボランティアなどに対する感染防止対策(マスク・消毒液・フェイスシールド等)準備も進めておくこと。なお、災害時においては地域自治会や民間ボランティア・NPO等の各団体が多く携わることから、災害時に各団体と連携をとる際に確実な対応ができるよう、事前にボランティア実施の各団体に対し、書面等による注意喚起を行っておくこと。 【補強継続/神奈川労福協】
- (21) 新型コロナウイルスに関連し、国・県・市などが行っている各種助成金や補助金等が、困っている事業者に対し、早期に平等にかつ正確に支給されるよう、チェック機能を強化するなどして対応を進めること。なお、事業者による新型コロナウイルス感染症に関連する助成金等については、不正受給などが発生しないよう、確実な情報収集と確認を行って適切に対応すること。 【新 規】
- (22) 新型コロナウイルスに関連し、飲食店などの訪問による防疫状況の聞き取りチェックなどを進め、パーテーションや消毒などが適切に対応できていない店舗には、適切な措置を実行するよう、要請や指導するなどの対応を行うこと。なお、要請に従わない店舗などは、店名公表を行う等のペナルティを科すなどして、他の適切に防疫対策を行っている店舗が不公平とならないよう、対応と対策を行うこと。

【新 規】

- (23) コロナ禍における住宅支援対策について、経済状況が改善するまでの一定期間、市営住宅等の公的住宅においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的困窮者への①家賃滞納者に対しての追い出し行為を行わない②家賃減免・猶予制度を積極的に活用する③民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償する、等の支援を行うこと。 【新規/神奈川労福協】
- (24) 新型コロナウイルス感染症における感染者が全国的に拡大する中、神奈川県そして相模原市においても過去に類を見ない状況で医療の逼迫が発生している。相模原市においても、新型コロナウイルス感染者の対応病床は満床に近い状況にあり、重症患者も増加する中、新型コロナ患者の救急搬送時に「受け入れ先が見つからず、搬送先調整中に患者が重篤化すること(助かる命が助けられない)が今後懸念」される。

このような状況を回避するため、以下の医療体制の構築へ向けた対応を緊急的に進めること。

- ●市において「新型コロナウイルス感染症対策課」等の、現在対応が急務である「新型コロナウイルス患者」の市内患者対応を専門に行う部門を、専門家の協力も得て早急につくる。
 - *将来的には、他の病気に対する市内医療機関の対応状況も把握できる機能を持った高度な機関とすることを目標に設置していただきたい。
- ②新たに設置した部門においては、保健所との連携や業務分担も行いながら、「感染者の重症化状況の把握」「感染者の現在の滞在場所と対応状況の把握」「医療機関と連携した新型コロナウイルス感染症患者の入院先確保と入院先の把握(搬送調整)、また宿泊療養者の宿泊先、自宅療養者の把握、そして重症化レベルによる搬送先コントロール(調整機能)も兼ねた対応」を行う。
- ❸新型コロナウイルス感染症対応の医療機関に対する、国や県からの補助金以外にも、市として補助金の給付を実施し、対応医療機関への経営的支援と医療従事者に対する適切な手当支給を行うとともに、市内での対応医療機関(病床確保、高度対応医療病床)を増やすことを進める。

【新 規】